

文部科学大臣杯  
第47回全日本中学ボウリング選手権大会  
開催要項

主 催：公益財団法人全日本ボウリング協会

後 援：スポーツ庁 公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本オリンピック委員会  
(申請予定) 京都府 京都府教育委員会 公益財団法人京都府スポーツ協会 京都新聞  
宇治市 宇治市教育委員会 一般財団法人宇治市スポーツ協会  
公益社団法人宇治市観光協会

協 賛：株式会社アメリカンボウリングサービス 株式会社ハイ・スポーツ社  
(予 定) 株式会社サンブリッジ 株式会社ファイルドリラックス

協 力：日本ボウリング機構 (JBO) 株式会社松原興産 キョーイチボウル宇治

主管運営：一般社団法人京都府ボウリング連盟

開催月日：2023年7月24日（月）～26日（水）

会 場：キョーイチボウル宇治（公競No.126-63）OD38L  
〒611-0042 宇治市小倉町神楽田 55-1 TEL 0774-22-5524

競技種目：男子・女子別個人戦（競技方式：デュアルレーン方式）

競技内容：予選 男・女とも予選9ゲーム（1ゲーム毎にレーン移動）を行い、その合計得点により、上位男子20名、女子14名が決勝戦に進出。

決勝 決勝では更に3ゲーム（1ゲーム毎にレーン移動）の競技を行い、その合計12ゲームの総得点により、男・女別の選手権者と順位を決定する。

競技規則：公益財団法人全日本ボウリング協会制定のボウリング競技規則並びに選手権競技会規程による。

同位の裁定：予選・決勝において同位が生じた場合、第133条に基づき裁定する。

ただし、決勝において1位と2位が同点の場合は9・10フレームの決定戦により順位を決定する。

参加資格：2023年度公益財団法人全日本ボウリング協会会員で、中学校に在籍する満15歳未満の者（2023年4月1日現在）で、各連盟から推薦された者に限る。

参加割当：事前の参加希望人数調査に基づき、別紙の通りとする。

## 表 彰：優勝～第8位 賞状、メダル（男・女別）

※男・女優勝者に文部科学大臣杯（持回り杯）授与、及び宇治市長賞  
ハイゲーム賞・ハイシリーズ賞（男・女別 予選9ゲームを対象とする）  
加盟団体表彰（男・女優勝者が所属する加盟団体）  
参加賞 参加者全員に贈る

施設使用料：1名 10,800円

申込締切：2023年6月26日（月） 厳守

申込方法：所定の申込用紙に必要事項を記入し、各加盟団体で取りまとめ、下記申込先へ施設使用料を添えて申し込むこと。

申込先：一般社団法人京都府ボウリング連盟

TEL 075-681-1180 FAX 075-681-1194 E-mail: info@bowling-kyoto.com  
〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター内

送金先：別紙送金明細書参照のこと。なお送金締切日は2023年6月30日（金）厳守のこと

### 注意事項

- 1)納入された施設使用料は、送金締切日以降、返金しない。また、自然災害や感染症の流行等により大会を中止した場合、旅費・宿泊費の補償はしない。
- 2)主催者として傷害補償責任等は一切負わない。各自において保険証(原本または写し)を持参するとともに、事故や怪我等に備え補償を受けられるスポーツ傷害保険等へ加入すること。
- 3)公認ゲーム消化証明は、各連盟の責任において確認すること。
- 4)参加選手は、必ず保護者の承諾を得て、また健康であることを確認の上、申し込むこと。
- 5)代表選手は、各連盟で「スポーツ安全保険」に加入すること。
- 6)各連盟とも、中学生としてふさわしい態度をとれる選手を選考し、また、その指導と監督ができる引率責任者(監督)をつけること。
- 7)ユニフォームには、学校名をわかりやすく明示すること(布地に学校名を入れて縫い付けるか、貼り付けてもよい)
- 8)大会使用ボールの登録は、会場に持ち込んだ全てのボールを競技開始前に登録すること。登録には、2個目から1個につき500円の登録料を納めるものとし、5個目からは特別保管料として1個につき1,000円を追加徴収する。また、ボールの追加登録は原則として認めない。
- 9)競技中に参加全競技者の中から無作為にボール検査を実施する。シフト終了後、主管役員により指名された選手は速やかにボール検査に協力すること。登録していないボールを会場へ持ち込んだ場合、それまでの記録は全て無効とする。
- 10)未検査ボール、ボール検査合格証不携帯の場合は、競技開始前に検査を受けること。この場合の検査料は1個500円とし大会期間中のみ有効のボール検査合格証を発行する。
- 11)大会に使用するボールの持ち込みは4個以内に自粛すること。
- 12)会員証不携帯の場合、今大会のみ有効の臨時会員証を発行する。申請書に必要事項を記入し、300円の発行手数料を添えて申請すること。
- 13)本大会の映像・写真・記事・記録等における個人情報(氏名・年齢・性別・記録・肖像等)は、広報の目的で使用・公開する。また報道機関に提供することがある。その掲載権・使用権は主催者に属する。
- 14)本大会開催中、会場内で撮影した写真・映像等は、映る人物の個人情報(肖像を含む)およびプライバシーに配慮し、個人使用の範囲内に限ることとする。報道目的、企業活動での撮影および公開は、必ず主催者の許可を得ること。

## ドーピング検査について

1. 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
2. 本競技会参加者(18歳未満の競技者を含む。以下同じ)は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。  
18歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなす。
3. 本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のウェブサイト(<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>)からダウンロードできる。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとする。
4. 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
5. 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。
6. 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること。